

ハガキによる架空請求が急増 !!

事例

法務省から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届きました。全く身に覚えがないのですが、どうすればいいのでしょうか。(70才代、女性)



アドバイス

行政機関を装った「架空請求ハガキ」に関する相談が急増しています。

ハガキの特徴（一例） ※裏面参照

- ・「訴訟を起こす」「差し押さえする」など法律用語を用いて不安をあおる。
- ・文面全体に保護シールを貼ってある。
- ・記載の連絡先に電話をかけさせる。



**架空請求です！
絶対に連絡しないでください！**

☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。

☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



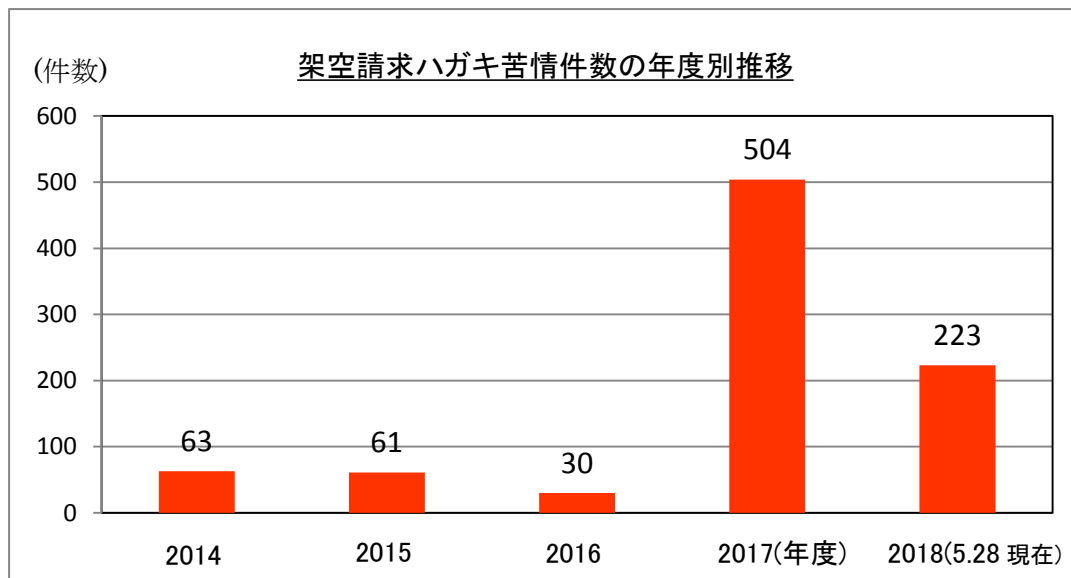
兵庫県立消費生活総合センター 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-302-4000

【消費生活相談：078-303-0999】

【参考データ（兵庫県内消費生活センター 2018年5月現在）】



(架空請求ハガキの一例) 宝塚市消費生活センター提供

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 [REDACTED]

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年 2 月 [REDACTED] 日

法務省管轄支局 国民 [REDACTED] センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]
お問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00～19:00

【参考資料】

- ・国民生活センターHP「速報！架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMS(ショートメッセージサービス)に反応しないで！」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180420_1.html

- ・消費者庁HP「消費者被害防止に向けた注意喚起等」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/